

**防犯カメラを塞ぐ行為はプライバシー権侵害に対する正当防衛を成立させるか**

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所  
【裁判年月日】 令和 5 年 6 月 14 日  
【事件番号】 令和 4 年（う）第 427 号  
【事件名】 威力業務妨害被告事件  
【裁判結果】 原判決破棄、無罪  
【参照法令】 憲法 13 条、刑法 234 条・36 条  
【掲載誌】 判例集未登載  
◆ LEX/DB 文献番号 25506582

京都大学特定助教 門田美貴

**事実の概要**

大阪府、大阪市、大阪労働局が管理していた総合センター（以下、「旧センター」とする）建物には労働者の支援施設である労働施設が入居していたが、同センターの閉鎖が決定したのち、これに反対する者らが同建物北西側敷地内に「団結小屋」と称する小屋やテントを設置した。その後、当該テントへの放火事件を受け、大阪府および大阪労働局は、旧センターの西側に位置する労働福祉センターの東側駐車場の北端に同駐車場に向けて設置されていた防犯カメラ（撮影範囲変更やズームアップ、撮影状況を確認する機能はないものの、録画機能を備えていた）を借用し、その向きを旧センターへと変更した。その結果、カメラの撮影範囲には広く団結小屋が含まれることとなった。

Yらは防犯カメラにゴム手袋や白色ビニール袋をかぶせてレンズを塞いだところ、この行為が威力業務妨害罪に該当とするとして起訴をされた。第一審（大阪地判令 4・3・14（判例集未登載、LEX/DB25506583））でYらは、威力業務妨害罪の「業務」該当性、「威力」該当性などを争ったほか、本件カメラ監視がプライバシーを侵害するためにYらの行為が正当防衛を成立させることを主張した。これに対して原審は、Yらに本件カメラの角度変更は、警察の要請を受けたものではないうえ、団結小屋やこれに出入りする者らの監視を目的としたものではなく、あくまで防犯を目的としたものであると結論づけたほか、この団結小屋が、人

がそこに入出入りする状況を他人に見られること自体は受忍せざるを得ない場所に存在した等の事情によって、プライバシー権への不正の侵害が存在しないとして、正当防衛の成立を否定した。これに対して、Yらが控訴した。

**判決の要旨**

原判決を破棄し、被告人らをいずれも無罪とする。

**1 本件カメラ角度変更の目的に関して**

本件カメラ角度変更に関して、「管理責任の一環として防犯対策を検討、実施した」との証言があるが、当該証言に基づく原審の判断には事実誤認がある。旧センターに入居していた医療センターの「入院患者等への人的被害を懸念し、効果的な防犯対策を講じようと考えたのであれば、医療センターやこれを運営、管理する大阪市を交えて協議するのが自然かつ合理的」であるところ、「医療センターや大阪市を交えて協議した形跡は一切うかがわれない」。また、「本件カメラは、常時監視する機能を備えていなかった上、本件角度変更後の撮影範囲は、……旧センター西側敷地内の一部に限られていたというのであって……、その防犯上の効果はもとより乏しいものであった」ほか、カメラによって撮影された映像については、大阪府や大阪労働局において確認された形跡が見られない。このような経緯に照らせば、本件カメ

ラ角度変更を行った大阪労働局らは「団結小屋関係者に対する萎縮効果を認識し、本件カメラによる撮影に対する強い反発も当然に予想しながら、あえて、本件角度変更を実施し、意図的に本件カメラを団結小屋に向けたものと認められ」る以上、「本件角度変更の真の目的は、……本件カメラを団結小屋に向けてることにより、団結小屋に出入りする者やその周辺で起居する者に対し、常時監視されているかもしれないという不安を感じさせ、団結小屋を拠点とする活動や日常生活上の行動等を萎縮させ、ひいては、団結小屋等を拠点とする活動を諦めさせ、あるいは、北西側敷地から立ち退く選択を余儀なくさせる状況に追い込むことであった疑いが強いというべきである」。

## 2 業務の要保護性に関して

「上記認定に係る本件角度変更の目的を前提とすれば、本件カメラによる撮影は、団結小屋に出入りする者らのプライバシーを侵害し、それらの者の活動の萎縮効果をもたらす違法な行為であって、刑法 234 条にいう業務に該当しないというべきである」。

「すなわち、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態（以下、「容貌等」という。）を撮影されない自由を有し（憲法 13 条）、公権力が、ビデオカメラによる撮影、録画をすることが許されるのは、現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合や犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、かつ、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があるなどの正当な理由がある場合に限られ、しかも、その撮影、録画は、社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われなければならないと解される（最大判昭和 44 年 12 月 24 日・刑集 23 卷 12 号 1625 頁、東京高判昭和 63 年 4 月 1 日・判時 1278 号 152 頁参照）。この点、北西側敷地の明渡しの執行に備え、民事訴訟の対立当事者らによる占有状況を把握する目的は、そもそも、承諾なしに容貌等を撮影する正当な理由にはなり得ない。また、本件カメラによる撮影方法は、その画角中心付近に団結小屋を捉えた状態で、至近距離から、団結小屋への人の出入りや周辺での挙動等について、人物を特定し、その表情を把握することが可能なほどに

鮮明な映像を常時撮影、録画し、しかも、録画された映像は、新たに撮影された映像によって上書きされるまでの間、少なくとも 20 日間は SD カードに保存されるというものであった。団結小屋は、旧センター閉鎖に抗議、反対する活動の拠点とされ、これに関連する団体等の関係者も出入りしていたほか、本件カメラの撮影範囲内のテント等で起居する者も少なからずいたところ、本件カメラによる上記のような継続的な撮影行為は、団結小屋に出入りする者やその周辺で起居する者のプライバシーを著しく侵害し、その行動に対して深刻な萎縮効果をもたらすものであったことは明らかであり、その方法が、社会通念に照らして相当なものであったともいえない（なお、原判決は、団結小屋は、公道に面した北西側敷地内にあった上、団結小屋自体、法律上の正当な権限に基づいて設置されたものではなかったから、そこに入出入りする者らは、本件カメラによって容貌等を撮影されることを受忍せざるを得ない立場にあった旨説示する。しかし、公道の通行人らから一過性の視線にさらされることと、防犯カメラにより常時撮影、録画されることとはプライバシーに対する影響の質、程度が全く異なるし、北西側敷地の占有権限については、民事訴訟で係争中であつたのであるから、原判決の説示する理由により、団結小屋に出入りする者らが本件カメラによる撮影を受忍せざるを得ない立場にあったとするのは誤りである……。）」。

## 3 威力該当性および正当防衛の成立に関して

本件のカメラからゴム手袋や白ビニール袋を取り外す際には、現場が混乱することなく短時間かつ容易に撮影機能を回復することが可能であり、大阪府等の職員の意思を制圧するものではなく威力に該当しない。仮に該当するとしてもプライバシーの権利等に対する不正の侵害に対する、正当防衛が成立し、違法性が阻却される。

## 判例の解説

### 一 本判決の位置づけ

本判決は、公権力によるカメラ監視に対してゴム袋などによって撮影を妨害した行為が威力業務妨害罪にあたるとして起訴されたところ、当該監

視によるプライバシー権の侵害を主な理由として正当防衛の成立が認められた事案である。本判決は第一審と異なる結論を導いているが、こうした結論を導くに至った本判決の特徴を先んじて指摘すれば、公共空間におけるプライバシー権理解と、本件カメラ角度変更の目的認定を厳格に行ったこと、である。以下では、前者につきこれまでの(裁)判例や学説との関連で、公共の場での監視からの保護の必要性を再確認する点で注目し、これを指摘する(二)。また、後者につき、カメラによる監視が問題となる類似の事案で目的の正当性が比較的容易に認められる傾向があるところ、本判決は、「防犯目的」といった目的が名目上のものであるとの踏み込んだ判断を行っていること、そしてこの判断が萎縮効果論といかなる関係を有するかを指摘する(三)。

## 二 公共空間におけるプライバシー

本判決のプライバシー権の理解は、たしかに、先例から大きくかけ離れたものではない。本判決も引用している、京都府学連事件<sup>1)</sup>では、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態(以下「容ぼう等」という。)を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」と判示していた。

もっとも、近時、京都府学連事件の前提が相対化されているという指摘もされている<sup>2)</sup>。同じく公共の場における集会参加者の撮影が問題となった東京高裁の判決においては、集会主催者側の集会を開催する自由が「個々の集会参加者のプライバシー等が侵害される場合と異なり、公安活動が広範囲に集会参加者のプライバシー等を侵害し、強度に威圧感を与えて萎縮させる効果を有し、集会に参加することが事実上困難になる場合」には実質的に侵害されることを指摘している。しかし、公共の場において外部的な見解の表明である集会につき、その他の内心の自由の保障から区別し、「集団としての意思を形成し、それを外部に表明することを目的とする集会を開催し、これに参加する集会の自由については……集会参加者が当該

集会に参加していることが秘匿されることまで保障されるわけではなく、集会参加者が、集会に参加することが外部から認識され、場合によっては個人が識別され、特定される危険があることも自ら覚悟し、自己の責任において集会に参加するかどうかを決定すべきことに留意する必要がある<sup>3)</sup>、と述べていることから分かる通り、公共の場における監視は十分な警戒を持って判断されていない。これに対して学説では、監視社会の進展を見据え、公権力によって行われる個人の情報収集から保護するべく、従来プライバシーの合理的期待がないとされてきた公共空間においてもプライバシーの保護を志向する動きが見られる<sup>4)</sup>。

こうした学説の動向と呼応するかのようによ、本判決は正当防衛の成否を判断する際、カメラ監視によってプライバシー権への急迫不正の侵害が存在したことを指摘している。こうした立場は、同様に公共空間におけるビデオ監視が問題となった西成監視カメラ訴訟<sup>5)</sup>の判示と類似している。同訴訟が我が国で地裁判決ながら着目されたのは、カメラによる継続的な撮影の違法性を認定する論拠として、プライバシーの侵害および思想の自由・表現の自由といったその他憲法の保障する諸権利に対する萎縮効果に依拠した点である。本判決では、「公道においても、通常は、偶然かつ一過性の視線にさらされるだけであり」、「人が公共の場所にいる場合は、プライバシーの利益はきわめて制約されたものにならざるを得ないが、公共の場所にいるという一事によってプライバシーの利益が全く失われると解するのは相当でなく、もとより当該個人が一切のプライバシーを放棄しているとみなすこともできない」とし、監視の態様や程度の如何によってはプライバシー侵害のおそれを認めるとしていた。本判決もまた、公共の場において個人がプライバシーの権利を放棄したという見解を排し、「公道の通行人らから一過性の視線にさらされることと、防犯カメラにより常時撮影、録画されること」を区別している。とりわけ、本判決で監視の対象となったのは、公道で生活を行っている人々であり、プライバシー権への重大な影響が認定できる場面であったともいえよう<sup>6)</sup>。

### 三 違法な萎縮効果をもたらす措置の認定方法

本判決では、本件カメラの角度変更の目的の認定が、第一審が行った以下の判断（業務の要保護性、威力該当性、正当防衛の成否）全てに影響を与えた結果、無罪判決を言い渡している。すなわち、「防犯対策ではなく、本件カメラによる継続的な撮影により団結小屋に出入りする者らに対し、萎縮効果を与え、ひいては、団結小屋を拠点とする活動を諦めさせ、あるいは、北西側敷地から立ち退く選択を余儀なくさせる状況に追い込むことであった」という目的の認定が本判決の結論を左右する要素となっている。

本判決も依拠する萎縮効果論については我が国においても一定の議論の蓄積があるが<sup>7)</sup>、問題となる措置が萎縮を与える「目的」でなされたのか、それとも個人が従事しようとする活動を控えさせる「効果」に着目することで違法な萎縮効果の存在を認定できるのか、その理解には揺らぎが見える。本判決は、「個人を萎縮させる」という目的が存在する場合に違法な萎縮効果を認めるアプローチと位置づけることが可能である。すなわち、本判決は、旧センター付近の防犯対策を真に追求していたならば、いかなる行動や協議を当局が行っていたはずなのか、という視点で事実の積み重ねを丁寧に検討し、こうした違法な目的を「あぶり出す」手法を採用している。この際、本判決は予備的な検討として、目的が複数ある可能性も視野に入れ、（紙幅の関係で本稿の記述で引用していないが）「仮に、防犯目的が併存していたとしても、せいぜいアリバイ作りのための名目的なものにすぎなかったものと認められる」としている。公権力が大々的に、市民を萎縮させることを目的に掲げることは少なく、実際には防犯目的と称して監視措置を採ることが多いなか、こうした判示は目的に対する実質的な審査を行う姿勢を示唆している。なお、第一審もまた、「このようなカメラの向きの変更によって、自らの行動が記録されることへの不安から、被告人らに対し、行動の抑制等といった社会活動に対する萎縮効果をもたらす可能性があったことは否定できない」として、萎縮効果に対して一定の考慮をしているものの、萎縮を与えるという目的の不存在を前提に、仮にそのような効果が存在したとしてもそれは公共空間において活動する個人に対して受忍が要請

される限度内であると正当化されているものと整理できる。

### 四 今後の展望

本判決は、証言の信用性に疑義が生じたことから、監視カメラ角度変更の目的に違法性を導いた点で、法律上の正当な権限によらない、公権力による事実上の措置に対して一定の歯止めをかけたことが評価できよう。公共の場におけるカメラ監視が急速に進むなか、プライバシー権の制約およびその正当化についての判例理論の深化については、今後の裁判例の蓄積を待つ必要がある。

#### ●—注

- 1) 最大判昭44・12・24刑集23巻12号1625頁。
- 2) 高作正博「プライバシー権と民主制——西成監視カメラ訴訟を契機として」研究叢書161冊（2015年）92頁。
- 3) 東京高判平25・9・13（判例集未登載、LEX/DB25502099）、高作正博「警察官による集会の監視行為等が集会開催の妨害ではなく違法ではないとされた事例」新・判例解説 Watch（法セ増刊）14号（2014年）43頁以下。
- 4) 海野敦史「公的空間における憲法上のプライバシーの保護——米国法上の議論を手がかりとして」情報通信政策研究3巻2号（2020年）参照。このほか、従来のプライバシー権における「秘匿パラダイム」が公共空間の監視を保護の対象外としてきたことを指摘するものとして、ダニエル・J・ソロブ／大島義則＝松尾剛行＝成原慧＝赤坂亮太（翻訳）『プライバシーなんていらない!?——情報社会における自由と安全』（勁草書房、2017年）（原著：DANIEL J. SOLOVE, NOTHING TO HIDE: THE FALSE TRADEOFF BETWEEN PRIVACY AND SECURITY, 2011）。
- 5) 大阪地判平6・4・27判時1515号116頁。
- 6) 関連する記述として、駒村圭吾「『視線の権力性』に関する覚書：監視とプライバシーをめぐる」『慶應の法律学 公法Ⅰ：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集』（2008年）283頁以下参照。
- 7) 毛利透『表現の自由——その公共性ともろさについて』（岩波書店、2008年）、小山剛「監視と萎縮」憲法研究6号（2020年）111頁以下、高橋和広「ドイツ連邦憲法裁判所による萎縮効果論の位置づけに関する一考察：情報自己決定権に関する裁判例の検討を中心に」東邦大学教養紀要54号（2023年）83頁以下参照。